

こ青第22号
令和2年4月3日

関係小学校長様

こども青少年局企画部青少年課
放課後事業担当課長

新型コロナウイルス感染症予防に係る学校園臨時休業時に係る
児童いきいき放課後事業の対応について（通知）

令和2年4月3日に開催された「第5回大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、大阪市立全学校園（高等学校を除く）について、当面の間（4月8日～4月19日）、臨時休業とすることが決定されました。

これをうけて、児童いきいき放課後事業の取り扱いについて次のとおりとします。
つきましては、関係小学校においては、内容をご確認の上、児童いきいき放課後事業との学校との連携対応にむけて、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 児童いきいき放課後事業の対応について

令和2年4月8日（水）～4月19日（日）（うち平日8日間、土曜2日間）

上記の期間については、いきいきも通常の活動は休止となります。各小学校において平日に受入れを行う児童については、前回の臨時休業期間の対応と同様に、原則14時30分以降の時間でいきいき活動において受け入れを行いますので、各いきいき活動室と調整をお願いします。

なお、受け入れは最長18時00分を原則とします。

2 受け入れる児童の情報連携について

いきいきでは、当該児童が帰宅する時間やお迎えの有無等を確認し、児童の帰宅及び保護者への引継ぎを行っています。児童の安全確保の観点から、いきいき運営指導員とご相談いただき、別添の「臨時休業中の受入れ児童名簿」をご活用いただく等により、確実な連携をお願いいたします。

3 活動場所について

感染防止の観点から、必要に応じて活動場所（図書室・多目的室等）をお貸しいただきますようお願いします。